

成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託の取消し・変更申立てについて

1 概要

- (1) 成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に回送する旨の嘱託の審判があった後、事情に変更が生じた場合は、家庭裁判所の審判を得て、回送を取り消したり、回送の内容を変更することができます。
- (2) 申立権者 成年後見人，成年被後見人，成年後見監督人

2 申立てに必要なもの

(1) 申立書

※ 書式4-3については、成年被後見人の住所・居所を嘱託の対象として変更・追加する申立てをする場合のみ提出してください。また、裁判所が回送嘱託を行う集配郵便局等(以下、「回送郵便局等」という。)が誤っていた場合は、回送の手続が遅れる他、追加の郵便切手が必要となるため、管轄の回送郵便局等については、必ずご確認の上、正確な記載をお願いします。

(2) 収入印紙 800円分

(3) 郵便切手 164円分 (内訳：82円×2枚)

※ 以下の場合には切手を加算してください。また、必要に応じて、別途、追加の納付を求めることがあります。

① 回送を受けている成年後見人以外の者が申立てをする場合 1072円分
(内訳：500円×2枚，52円×1枚，20円×1枚)

② 成年後見人が複数の場合 成年後見人が1人増えるごとに1072円分
(内訳：500円×2枚，52円×1枚，20円×1枚)

③ 回送郵便局等が複数の場合 回送郵便局等が1増えるごとに82円×1枚

(4) 申立人及び成年被後見人の住民票 (マイナンバーの記載のないもの)

※ 既に裁判所に提出しており、その後変更がない場合は不要

(5) 成年被後見人の居所であることの裏付資料 (居所が住民票上の住所と異なり、かつ、裁判所に提出されていない場合)

※ 必要に応じて、別途、追加資料の提出を求めることがあります。

3 申立ての手続

上記の必要書類が整いましたら、後見係まで持参または郵送にて申立てをしてください。

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事4部後見係

06-6943-5872